



1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの対応について

学校では「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

- ・学校は、学校いじめ対策組織（校長を委員長とするいじめ対策委員会）で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

3 いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）により判断します。

4 学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

警察と連携する事案

- 暴行（刑法第208条） ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする など
- 傷害（刑法第204条） ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる など
- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る など
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる など
- 窃盗（刑法第235条） 財布から現金を盗む、靴や体操服、教科書等の所持品を盗む など
- 器物損壊等（刑法第261号） 自転車を壊す、制服をカッターで切り裂く など
- 強要（刑法第223条） 無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる など
- 脅迫（刑法第222条） 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す など
- 名誉毀損、侮辱（刑法第230条）（刑法第231条） インターネット上に実名をあげて悪口を書く など
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、同級生が自殺した など
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条）
同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して、多数の者に提供する など
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）
元交際相手と別れた腹いせに、性的な写真・動画をインターネット上に公表する など

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教員に遠慮なく相談してください

令和5年度の浜頓別高校いじめ対策組織担当は、教頭・木村です。 連絡先 01634-2-2109

北海道教育委員会の相談窓口		電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）		0120-3882-56	毎日24時間
	（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）		011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日9～12時 12～17時
	（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
宗谷教育局教育相談電話	（電 話）	0162-33-7630	